

【論文提出者】 社会文化科学教育部 人間・社会科学専攻 領域

氏名 坂本 淑江

【論文題目】 看護におけるグリーフケア

【授与する学位の種類】 博士（学術）

### 【論文審査の結果の要旨】

坂本淑江氏の博士学位申請論文「看護におけるグリーフケア」は、家族や愛する人との死別によって遺族に生じるグリーフ（悲嘆）に対するケアを、看護師が、職業的なグリーフケアとしていかに実践できるかを明らかにすることを目的としている。こうした目的を実現するためには、グリーフとケアをめぐる様々な概念（グリーフ、グリーフケア、看護ケア、ケアの倫理など）を俯瞰的・総合的に検討する必要があるが、まだそうした研究はほとんどない。そのため、氏はグリーフおよびグリーフケアの本質について検討することから始め、それが看護におけるケアとしてどのように考えられるべきかを、哲学・倫理的な「ケアの倫理」—特にネル・ノディングズの「ケアの倫理」—を主要な手がかりにして分析を進める。

本論文は以下のように構成されている。まず第一章では、グリーフとグリーフケアに関する先行研究の分析から始められる。そしてその上で、看護の領域においてグリーフケアがどのように理解され、どのように実践されているかが検討される。続く第二章では、そもそも看護がどのように成立したかを歴史的に辿った後で、看護における鍵概念である「ケア／ケアリング」が、看護の領域においてどのように理解されているかが分析される。さらに第三章では、ケアリングとグリーフケアの関係について検討される。そのために、ノディングズの哲学的な「ケアの倫理」における「自然なケアリング」と「倫理的ケアリング」という概念的な区別を踏まえながら、看護師の職業的なケアリングにおいては、前者と後者のケアリングを状況に応じて使い分ける必要があること、またそれらの実践的な使い分けのために明確な規準を予め採用することの難しさがあることが指摘される。そうした事情を氏は、ケアリングの「流動的諧調性」という概念を新たに導入することで説明している。本章で氏はこのような独自の概念の提案やそれによる分析を踏まえて、看護におけるグリーフケアがどのようなものでありうるかを論じている。最後の第四章で氏は、「看護における倫理的ケアリング」は、個人的な関係性から生じる「個別的なケア」のみならず、職業的な公平・平等を含む「職業的なケア」からも構成されると見なす。そのうえで、看護におけるグリーフケアは、看護の職業的ケア一般とは異なる特殊なケアであり、個別的なケアに重点を置くケアであると結論する。

本論文は、グリーフケア、看護ケア、ケアの倫理の成立史を丁寧に辿り、そこで検討された諸概念を看護におけるグリーフケアという観点から統合的に理解するために、独自の思考を巡らせている。特に「流動的諧調性」という概念を新たに導入することで、しばしば二項対立的に捉えられてきた「正義とケア」という二つの倫理的立場が、看護ケアの実践において統合される道筋をうまく示している。先行研究の分析において焦点が絞り切れていない部分があるという課題が残るものの、看護におけるグリーフケアには一定の可能性と限界があることを示しながら、同時に、そうしたケアを言語化することの重要性が提起されている点には、今後の実践的な展開可能性が認められる。以上の検討から、本論文を博士論文として適格であると判断した。

### 【最終試験の結果の要旨】

最終試験は、令和6年1月9日（火）（13時から14時15分まで）に、学位論文審査委員会委員4名の出席のもとで、対面にて実施された。まず本人から、学位論文の概要の説明がなされた後、各審査委員との間で質疑応答が行われた。氏は、いずれの審査委員の質疑やコメントに対しても、専門的な学識とこれまでの考察に基づいて適切に応答をした。

また、令和6年1月22日（月）（18時から19時15分まで）にZoomで開催された学位論文公開発表会においては、最初に博士学位論文の要旨に基づいて説明が行われ、その後参加者との間で質疑が行われた。参加者からの質疑に対して、適切かつ明快な応答がなされた。

以上から坂本淑江氏は、当該研究テーマ及び関連領域に関して優れた学識を有し、自立して研究を行う能力を十分に有することが確認された。そこで審査委員会は、同氏に対して博士（学術）の学位を授与することが妥当であると判定した。

### 【審査委員会】

主査 田中 朋弘

委員 中川 輝彦

委員 安村 明

委員 トビアス・パウアー